


堺市公報 第230号	令和4年8月19日発行
	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○堺市市税条例に基づく寄附金税額控除の対象とする寄附金の指定について 【財政局税務部税制課】	2
○地方自治法に基づく指定納付受託者の指定について 【市民人権局市民生活部戸籍住民課】	2
○住居表示の街区の区域の変更について 【市民人権局市民生活部戸籍住民課】	3
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請について 【環境局環境保全部環境対策課】	6
○土壤汚染対策法第11条第2項に基づく形質変更時要届出区域の指定一部解除につ いて 【環境局環境保全部環境対策課】	21
○土壤汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について 【環境局環境保全部環境対策課】	23
<公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について 【市民人権局市民生活部市民協働課】	25
○農用地利用集積計画 【産業振興局農政部農地課】	26
○堺市黒山東土地区画整理事業の換地処分について 【建築都市局都市整備部】	32
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	32
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	32

告 示

堺市告示第285号

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）第17条第2項第3号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の法人に対する寄附金を指定したので、同条例第17条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年8月19日

堺市長 永 藤 英 機

法人の名称及び所在地	指定年月日（対象となる寄附金）
学校法人 大谷学園 大阪府大阪市阿倍野区共立通2丁目8番4号	令和4年8月3日 （令和4年1月1日以後に支出された寄附金）

堺市告示第286号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次の業者を堺市区役所市民課における各種証明書発行手数料等の徴収における指定納付受託者として指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年8月19日

堺市長 永 藤 英 機

堺市区役所市民課における各種証明書発行手数料等の徴収における指定納付受託者（指定日 令和4年8月8日）

指定納付受託者の名称	事務所の所在地
------------	---------

三井住友カード株式会社	大阪市中央区今橋4丁目5番15号
-------------	------------------

堺市告示第287号

堺市住居表示条例（昭和39年条例第23号）第2条の規定により、街区の区域の変更について、次のとおり告示する。

令和4年8月19日

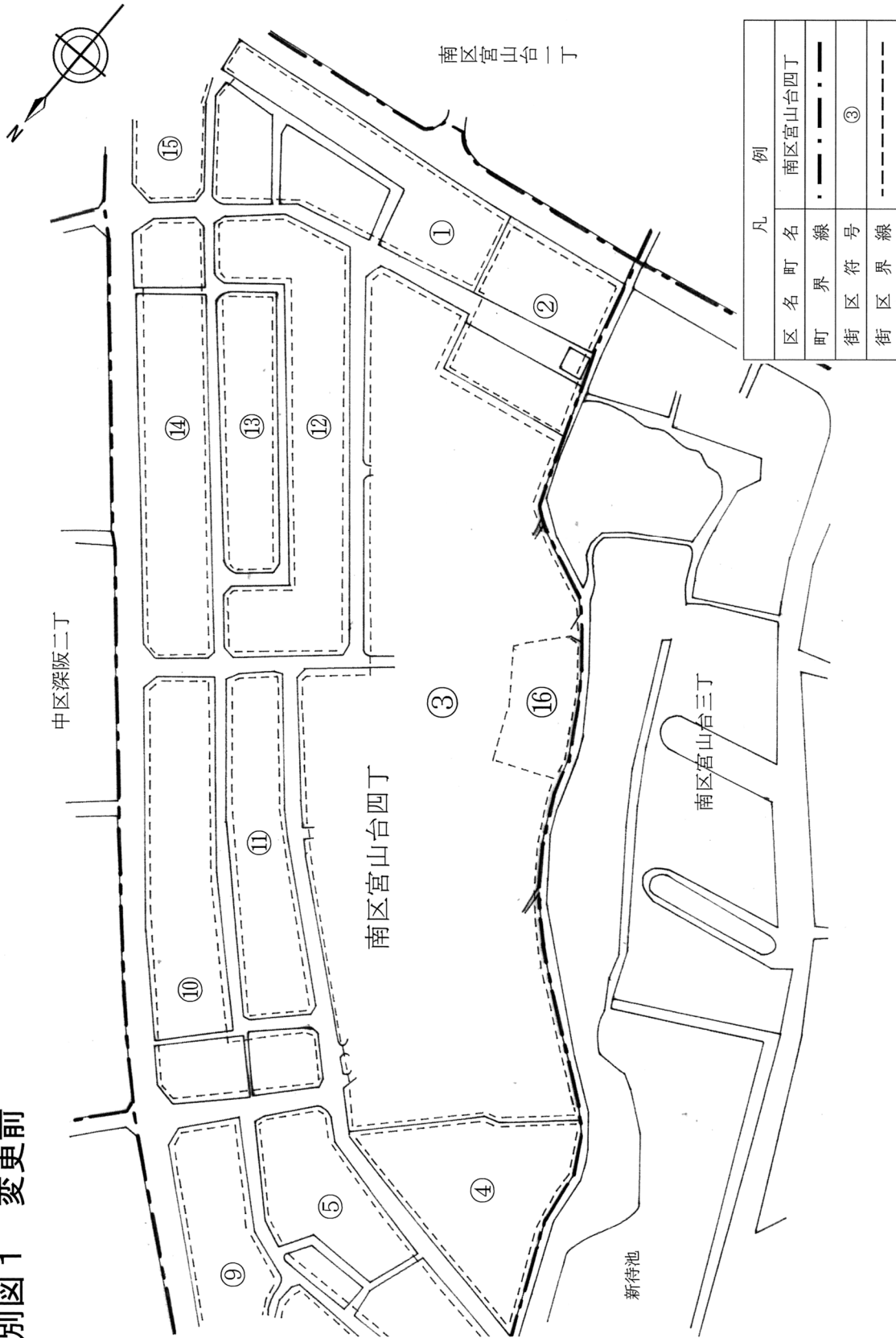
堺市長 永藤英機

- 1 区名及び町名
南区宮山台四丁
- 2 実施期日
令和4年8月26日
- 3 変更内容
住居表示街区変更調書のとおり

住居表示街区変更調書

区名及び町名	街区符号	内容	備考
南区宮山台四丁	3	街区の区域の変更	別図1 変更前及び 別図2 変更後参照
南区宮山台四丁	16	街区の区域の変更	

別図1 変更前



堺市告示第288号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を次の1のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

令和4年8月19日

堺市長 永 藤 英 機

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

新興化学工業株式会社

大阪市中央区南船場2-1-3

取締役社長 泉谷 英史

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

新興化学工業株式会社 堺臨海工場

堺市西区築港新町3丁27番地13

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1 27号イ ろ過施設

1基 27号ヌ 廃ガス洗浄施設 1基

イ 能力

別表1のとおり

ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

別表1のとおり

エ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間

別表1のとおり

オ 使用時間の季節的変動

別表1のとおり

カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値

別表1のとおり

キ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常量及び最大量

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 種類及び使用開始年月日

別表2のとおり

イ 構造及び能力並びに汚水等の処理の方法

別表2のとおり

ウ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間並びに使用時間の季節的変動

別表2のとおり

エ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値

別表2のとおり

オ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の場所及び期間

(1) 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階
環境局環境保全部環境対策課

(2) 期間

令和4年8月19日から同年9月9日まで

ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する休日を除く。

(3) 時間

午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

別表1

種類	第27号イ ろ過施設 (X-201)			
能力	4m ³ /hr(ろ過面積77.1m ³)			
工事着手予定年月日	許可後			
工事完成予定年月日	着工後1か月			
使用開始予定年月日	完成後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間			
使用時間の季節的変動	なし			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	通常	最大
	pH	-	6~7	6~7
	BOD	mg/l	0	0
	COD	mg/l	0	15
	SS	mg/l	1350	1500
	油分	mg/l	0	0
	T-N	mg/l	400	400
	T-P	mg/l	27	34
	大腸菌	個/ml	-	-
	NH ₄ -N	mg/l	400	400
	Se	mg/l	0.25	0.55
	Fe	mg/l	60	70
	Zn	mg/l	3.0	7.0
	T-Cr	mg/l	1.0	5.0
	Cr ⁺⁶	mg/l	0	1.0
Mn	mg/l	3.0	10	
As	mg/l	5.0	10	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常量及び最大量	m ³ /日		50	60

種類	第27号又 廃ガス洗浄施設 (T-451)			
能力	SO ₂ 除去率95% ガス4800Nm ³ /h 風量 80Nm ³ /min 循環水量 130L/min			
工事着手予定年月日	許可後			
工事完成予定年月日	着工後1か月			
使用開始予定年月日	完成後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間			
使用時間の季節的変動	なし			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	通常	最大
	pH	-	7~10	7~10
	BOD	mg/l	ND	ND
	COD	mg/l	ND	ND
	SS	mg/l	ND	ND
	油分	mg/l	ND	ND
	T-N	mg/l	ND	ND
	T-P	mg/l	ND	ND
大腸菌	個/ml	ND	ND	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常量及び最大量	m ³ /日	- (月平均10L程度)	- (月平均10L程度)	

別表2

種類	脱窒素処理施設					
使用開始年月日	平成23年9月5日					
構造	鉄鋼製(テフロンライニング)					
能力	350m ³ /日					
汚水等の処理の方法	充填方式の放散塔でのアルカリ及びブスチームによるストリッピング					
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間					
使用時間の季節的変動	なし					
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	通常		最大	
			処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	-	3~4	10~11	3~4	10~11
	BOD	mg/l	ND	ND	ND	ND
	COD	mg/l	12	12	14	14
	SS	mg/l	ND	ND	6	6
	油分	mg/l	ND	ND	ND	ND
	T-N	mg/l	32208	570	37599	570
	T-P	mg/l	6	6	10	10
Se	mg/l	0.36	0.36	0.51	0.51	
Fe	mg/l	ND	ND	ND	ND	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大の量	m ³ /日		371.8		424	

種類	Se4+除去設備(V-774A,V-774B,V-774C,V-774D)					
使用開始年月日	平成23年9月5日					
構造	鉄筋コンクリート(FRPライニング)					
能力	255m ³ /日					
汚水等の処理の方法	硫化還元法					
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間					
使用時間の季節的変動	なし					
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	通常		最大	
			処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	-	10~11	4~5	10~11	4~5
	BOD	mg/l	ND	ND	ND	ND
	COD	mg/l	12	12	14	14
	SS	mg/l	ND	ND	6	6
	油分	mg/l	ND	ND	ND	ND
	T-N	mg/l	570	570	570	570
	T-P	mg/l	6.0	6.0	10	10
Se	mg/l	0.36	0.06	0.51	0.08	
Fe	mg/l	ND	ND	ND	ND	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大の量	m ³ /日		125		125	

種類		Se6+除去設備 (V-724A,V-724B,V-724C,V-724D)				
使用開始年月日		平成20年1月15日				
構造		SUS製タンク				
能力		350m ³ /日				
汚水等の処理の方法		加熱凝集沈殿法				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間				
使用時間の季節的変動		なし				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	通常		最大	
			処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	-	3~4	8~10	3~4	8~10
	BOD	mg/l	ND	ND	ND	ND
	COD	mg/l	8.7	8.7	17	17
	SS	mg/l	3	3	7	7
	油分	mg/l	ND	ND	ND	ND
	T-N	mg/l	5844	5844	8357	8357
	T-P	mg/l	39	39	75	75
	NH ₄ -N	mg/l	5844	5844	8357	8357
	Se	mg/l	0.20	0.04	0.33	0.08
	Fe	mg/l	35	3000	41	5000
	Zn	mg/l	1.7	ND	4.1	ND
	T-Cr	mg/l	0.5	0.5	2.9	2.9
Cr ⁺⁶	mg/l	ND	ND	0.6	0.6	
Mn	mg/l	1.7	1.7	5.9	5.9	
As	mg/l	2.9	2.9	5.9	5.9	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大の量	m ³ /日	275		345		

種類		排水処理装置 還元槽(V-705)				
使用開始年月日		平成23年9月5日				
構造		鉄筋コンクリート及び鋼板				
能力		54m ³ /2H				
汚水等の処理の方法		酸化還元法				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間				
使用時間の季節的変動		なし				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	通常		最大	
			処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	-	8~10	2~3	8~10	2~3
	BOD	mg/l	0.9	0.9	1.0	1.0
	COD	mg/l	19	19	31	31
	SS	mg/l	ND	ND	15	15
	油分	mg/l	ND	ND	ND	ND
	T-N	mg/l	1837	1837	2204	2204
	T-P	mg/l	5	5	7	7
	Se	mg/l	0.22	0.06	0.31	0.08
Fe	mg/l	1.0	340	1.4	400	
Cr ⁺⁶	mg/l	ND	ND	0.1	0.1	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大の量	m ³ /日		439		535	

種類		排水処理装置 中和槽(V-707)				
使用開始年月日		平成23年9月5日				
構造		鉄筋コンクリート及び鋼板				
能力		45m ³ /H				
汚水等の処理の方法		中和				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間				
使用時間の季節的変動		なし				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	通常		最大	
			処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	-	3~6	4~7	3~6	4~7
	BOD	mg/l	2.7	2.7	3.3	3.3
	COD	mg/l	15	10	24	20
	SS	mg/l	-	-	-	-
	油分	mg/l	ND	ND	ND	ND
	T-N	mg/l	2961	2961	4113	4113
	T-P	mg/l	16	16	25	25
	NH ₄ -N	mg/l	2961	2961	4113	4113
	Se	mg/l	0.05	0.05	0.08	0.08
	Fe	mg/l	1061	1061	1695	1695
	Zn	mg/l	24	0.5	36	2
	T-Cr	mg/l	0.4	0.4	1.8	1.3
Cr ⁺⁶	mg/l	ND	ND	0.4	0.4	
Mn	mg/l	1.1	1.1	3.5	2.6	
As	mg/l	1.6	0.05	3.1	0.1	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大の量	m ³ /日		839		1,005	

種類	排水処理装置 凝集槽(V-709)					
使用開始年月日	平成23年9月5日					
構造	鉄筋コンクリート及び鋼板					
能力	45m ³ /H					
汚水等の処理の方法	凝集					
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間					
使用時間の季節的変動	なし					
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	通常		最大	
			処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	-	4~7	4~7	4~7	4~7
	BOD	mg/l	2.7	2.7	3.3	3.3
	COD	mg/l	10	10	20	20
	SS	mg/l	-	-	-	-
	油分	mg/l	ND	ND	ND	ND
	T-N	mg/l	2961	2961	4113	4113
	T-P	mg/l	16	16	25	25
	NH ₄ -N	mg/l	2961	2961	4113	4113
	Se	mg/l	0.05	0.05	0.08	0.08
	Fe	mg/l	1061	1061	1695	1695
	Zn	mg/l	0.5	0.5	2	2
	T-Cr	mg/l	0.4	0.4	1.3	1.3
	Cr ⁺⁶	mg/l	ND	ND	0.4	0.4
Mn	mg/l	1.1	1.1	2.6	2.6	
As	mg/l	0.05	0.05	0.1	0.1	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常値及び最大の量	m ³ /日		839		1,005	

種類	排水処理装置 凝集沈殿槽(V-710①)					
使用開始年月日	平成23年9月5日					
構造	鉄筋コンクリート及び鋼板					
能力	60m ³ /2.2H					
汚水等の処理の方法	沈殿分離					
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間					
使用時間の季節的変動	なし					
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	通常		最大	
			処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	-	7.5~8.5	7.5~8.5	7.5~8.5	7.5~8.5
	BOD	mg/l	2.7	2.7	3.3	3.3
	COD	mg/l	10	10	20	20
	SS	mg/l	-	14	-	34
	油分	mg/l	ND	ND	ND	ND
	T-N	mg/l	2961	2961	4113	4113
	T-P	mg/l	16	0.6	25	1.0
	NH ₄ -N	mg/l	2961	2961	4113	4113
	Se	mg/l	0.05	0.05	0.08	0.08
	Fe	mg/l	1061	3	1695	4
	Zn	mg/l	0.5	0.5	2	2
	T-Cr	mg/l	0.4	0.4	1.3	1.3
	Cr ⁺⁶	mg/l	ND	ND	0.4	0.4
Mn	mg/l	1.1	1.1	2.6	2.6	
As	mg/l	0.05	0.05	0.1	0.1	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常値及び最大の量	m ³ /日		482	412	605	516

種類	排水処理装置 凝集沈殿槽(V-710②)					
使用開始年月日	平成23年9月5日					
構造	鉄筋コンクリート及び鋼板					
能力	40m ³ /2.2H					
汚水等の処理の方法	沈殿分離					
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間					
使用時間の季節的変動	なし					
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	通常		最大	
			処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	-	7.5~8.5	7.5~8.5	7.5~8.5	7.5~8.5
	BOD	mg/l	2.7	2.7	3.3	3.3
	COD	mg/l	10	10	20	20
	SS	mg/l	-	14	-	34
	油分	mg/l	ND	ND	ND	ND
	T-N	mg/l	2961	2961	4113	4113
	T-P	mg/l	16	0.6	25	1.0
	NH ₄ -N	mg/l	2961	2961	4113	4113
	Se	mg/l	0.05	0.05	0.08	0.08
	Fe	mg/l	1061	3	1695	4
	Zn	mg/l	0.5	0.5	2	2
	T-Cr	mg/l	0.4	0.4	1.3	1.3
	Cr ⁺⁶	mg/l	ND	ND	0.4	0.4
Mn	mg/l	1.1	1.1	2.6	2.6	
As	mg/l	0.05	0.05	0.1	0.1	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大の量	m ³ /日		357	305	400	340

種類		排水処理装置 砂濾過器(X-702①)				
使用開始年月日		平成23年9月5日				
構造		鉄筋コンクリート及び鋼板				
能力		600m ³ /日				
汚水等の処理の方法		濾過(砂濾過)				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間				
使用時間の季節的変動		なし				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	通常		最大	
			処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	-	8~9	7.5~8.5	8~9	7.5~8.5
	BOD	mg/l	3.1	3.1	3.8	3.8
	COD	mg/l	10	10	20	20
	SS	mg/l	14	11	34	15
	油分	mg/l	ND	ND	ND	ND
	T-N	mg/l	2945	2945	4088	4088
	T-P	mg/l	0.6	0.6	1.1	1.1
	NH ₄ -N	mg/l	2945	2945	4088	4088
	Se	mg/l	0.05	0.05	0.08	0.08
	Fe	mg/l	3	3	4	4
	Zn	mg/l	0.5	0.5	2	2
	T-Cr	mg/l	0.4	0.4	1.3	1.3
	Cr ⁺⁶	mg/l	ND	ND	0.4	0.4
Mn	mg/l	1.1	1.1	2.6	2.6	
As	mg/l	0.05	0.05	0.1	0.1	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大の量	m ³ /日		361	360	431	430

種類		排水処理装置 砂濾過器(X-702②)				
使用開始年月日		平成23年9月5日				
構造		鉄筋コンクリート及び鋼板				
能力		600m ³ /日				
汚水等の処理の方法		濾過(砂濾過)				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間				
使用時間の季節的変動		なし				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	通常		最大	
			処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	-	8~9	7.5~8.5	8~9	7.5~8.5
	BOD	mg/l	3.1	3.1	3.8	3.8
	COD	mg/l	10	10	20	20
	SS	mg/l	14	11	34	15
	油分	mg/l	ND	ND	ND	ND
	T-N	mg/l	2945	2945	4088	4088
	T-P	mg/l	0.6	0.6	1.1	1.1
	NH ₄ -N	mg/l	2945	2945	4088	4088
	Se	mg/l	0.05	0.05	0.08	0.08
	Fe	mg/l	3	3	4	4
	Zn	mg/l	0.5	0.5	2	2
	T-Cr	mg/l	0.4	0.4	1.3	1.3
	Cr ⁺⁶	mg/l	ND	ND	0.4	0.4
Mn	mg/l	1.1	1.1	2.6	2.6	
As	mg/l	0.05	0.05	0.1	0.1	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大の量	m ³ /日	360	359	431	430	

種類		排水処理装置 pH調整槽(V-711)				
使用開始年月日		平成23年9月5日				
構造		鉄筋コンクリート及び鋼板				
能力		900m ³ /日				
汚水等の処理の方法		pH調整				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間				
使用時間の季節的変動		なし				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	通常		最大	
			処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	-	7.5~8.5	7.0	7.5~8.5	6.5~8.4
	BOD	mg/l	3.1	3.1	3.8	3.8
	COD	mg/l	10	10	20	20
	SS	mg/l	11	11	15	15
	油分	mg/l	ND	ND	ND	ND
	T-N	mg/l	2945	2945	4088	4088
	T-P	mg/l	0.6	0.6	1.1	1.1
	NH ₄ -N	mg/l	2945	2945	4088	4088
	Se	mg/l	0.05	0.05	0.08	0.08
	Fe	mg/l	3	3	4	4
	Zn	mg/l	0.5	0.5	2	2
	T-Cr	mg/l	0.4	0.4	1.3	1.3
Cr ⁺⁶	mg/l	ND	ND	0.4	0.4	
Mn	mg/l	1.1	1.1	2.6	2.6	
As	mg/l	0.05	0.05	0.1	0.1	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常値及び最大の量		m ³ /日	719		860	

種類		硫化水素吸収塔 (T-774)				
使用開始年月日		平成16年10月3日				
構造		PVC FRP				
能力		1200m ³ /H				
汚水等の処理の方法		苛性ソーダ液による吸収				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間				
使用時間の季節的変動		なし				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	通常		最大	
			処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	-	10		12	
	BOD	mg/l	4		5	
	COD	mg/l	8		14	
	SS	mg/l	10		30	
	油分	mg/l	ND		ND	
	T-N	mg/l	5		5	
	T-P	mg/l	0.5		0.9	
	Se	mg/l	ND		ND	
Fe	mg/l	ND		ND		
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常値及び最大の量		m ³ /日	1		1	

種類		排水処理装置 フィルタープレス(X-701)				
使用開始年月日		平成23年9月5日				
構造		SUS304製				
能力		200m ³ /日				
汚水等の処理の方法		加圧濾過				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間				
使用時間の季節的変動		なし				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	通常		最大	
			処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	-	7.5~8.5	7.5~8.5	7.5~8.5	7.5~8.5
	BOD	mg/l	2.7	2.7	3.3	3.3
	COD	mg/l	10	10	20	20
	SS	mg/l	-	ND	-	34
	油分	mg/l	ND	ND	ND	ND
	T-N	mg/l	2961	2961	4113	4113
	T-P	mg/l	0.6	0.6	1	1
	Se	mg/l	0.05	0.05	0.08	0.08
Fe	mg/l	3	3	4	4	
Cr ⁺⁶	mg/l	ND	ND	0.4	0.4	
NH ₄ -N	mg/l	2961	2961	4113	4113	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大の量		m ³ /日	112		136	

種類		酸化槽 (次亜塩素酸添加施設)				
使用開始年月日		平成27年2月20日				
構造		FRP(2基)、バッファー槽(1基)				
能力		20m ³ /日				
汚水等の処理の方法		次亜塩素酸液を添加しCODを低減				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間				
使用時間の季節的変動		なし				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	通常		最大	
			処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	-	7~8	7~10	7~8	7~10
	BOD	mg/l	0	0	0	0
	COD	mg/l	1000	100	1500	200
	SS	mg/l	0	0	0	0
	油分	mg/l	0	0	0	0
	T-N	mg/l	0	0	0	0
	T-P	mg/l	0	0	0	0
	Se	mg/l	0	0	0	0
Fe	mg/l	0	0	0	0	
Zn	mg/l	2000	1000	3000	1500	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大の量		m ³ /日	34		41	

別表3

排水口名		総合排水口		
		種類・項目	通常	最大
排水水の汚染状態	pH	-	7.0	6.5~8.4
	BOD	mg/l	3.1	3.8
	COD	mg/l	10	20
	SS	mg/l	11	15
	油分	mg/l	ND	ND
	T-N	mg/l	2945	4088
	T-P	mg/l	0.6	1.1
	Zn	mg/l	0.5	2
	Fe	mg/l	3	4
	Mn	mg/l	1.1	2.6
	T-Cr	mg/l	0.4	1.3
	Cr ⁺⁶	mg/l	ND	0.4
	Cd	mg/l	0.01	0.03
	CN	mg/l	0.2	1
	Pb	mg/l	0.01	0.1
	As	mg/l	0.05	0.1
	Se	mg/l	0.05	0.08
T-Hg	mg/l	ND	ND	
NO ₂ -N	mg/l	<1	<1	
NO ₃ -N	mg/l	<10	<10	
NH ₄ -N	mg/l	2945	4088	
排水水の量	m ³ /日	719	860	



堺市告示第289号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項に基づき、令和3年堺市告示第185号により指定した区域（令和3年堺市告示第193号により一部訂正）の指定の一部を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年8月19日

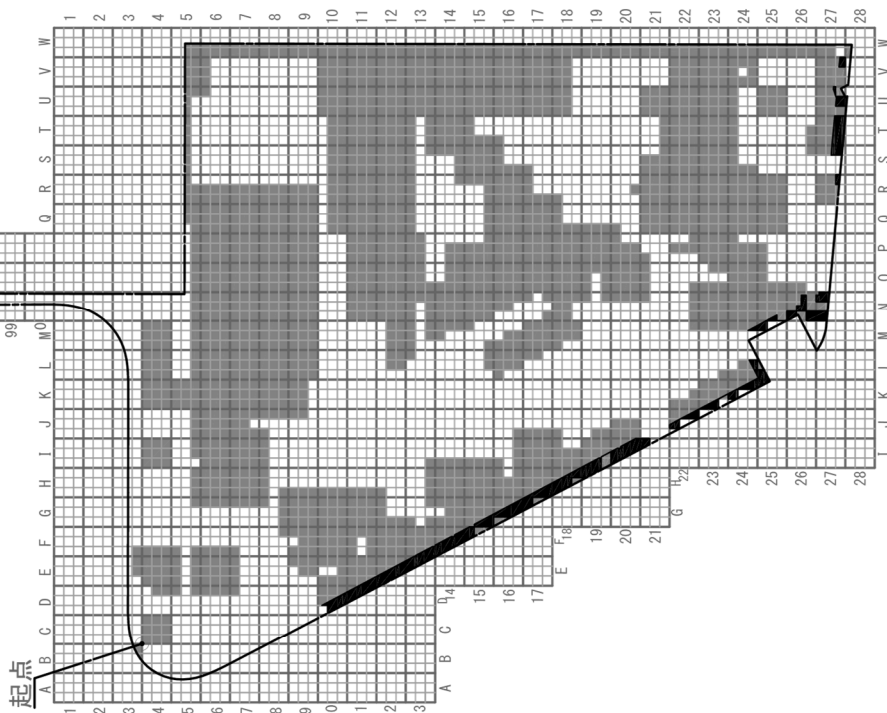
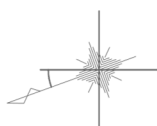
堺市長 永 藤 英 機

- 1 指定解除する形質変更時要届出区域
堺市堺区匠町1番3及び1番6並びに1番4及び1番11の各々の一部（別紙図面参照）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
砒素及びその化合物
ふっ素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染状況調査の一部追完及び指定の一部解除

別紙

形質変更時要届出区域

世界測地系による座標北
19.89560 (deg)



C		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

C-4-5

- 形質変更時要届出区域
- 区域指定解除区域

堺市告示第290号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年8月19日

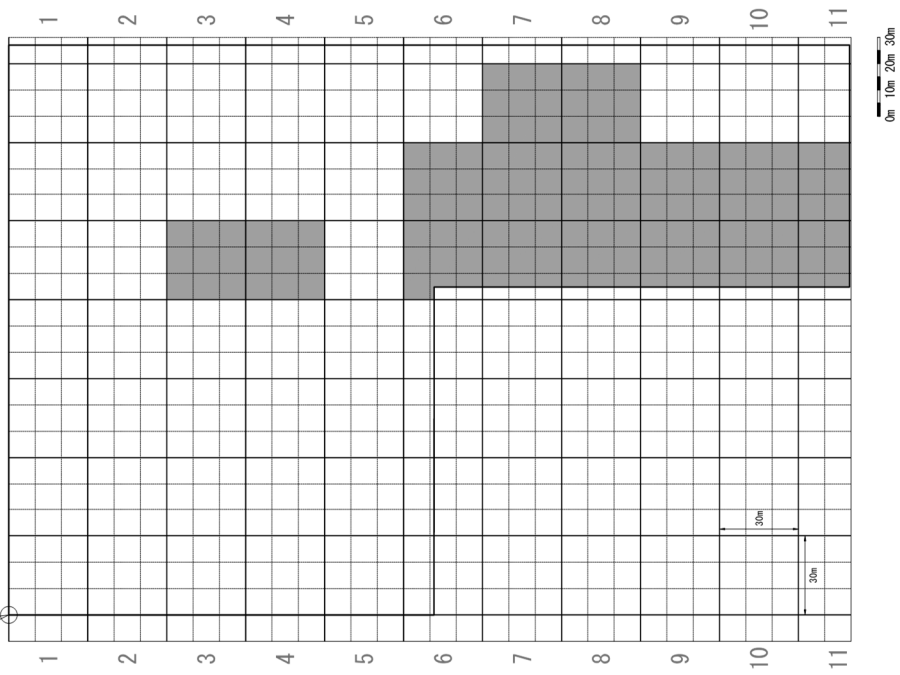
堺市長 永 藤 英 機

- 1 指定する形質変更時要届出区域
堺市堺区匠町1番16の一部（別紙図面参照）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
シアン化合物
ふっ素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

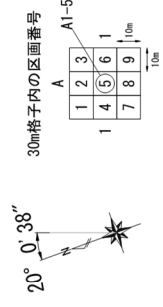
別紙

形質変更所要届出区域

測点P787 (X: -155719.079 Y: -51660.964) 起点



凡例
形質変更所要届出区域



公 告

堺市公告第442号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年8月19日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量
堺市戦略的公設防犯カメラ機器賃貸借（リース） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
 - (1) 堺区役所自治推進課
堺市堺区南瓦町3番1号
 - (2) 中区役所自治推進課
堺市中区深井沢町2470番地7
 - (3) 東区役所自治推進課
堺市東区日置荘原寺町195番地1
 - (4) 西区役所自治推進課
堺市西区鳳東町6丁600番地
 - (5) 南区役所自治推進課
堺市南区桃山台1丁1番1号
 - (6) 北区役所自治推進課
堺市北区新金岡町5丁1番4号
 - (7) 美原区役所自治推進課
堺市美原区黒山167番地1
- 3 落札者を決定した日
令和4年6月24日

- 4 落札者の氏名及び住所
三菱HCキャピタル株式会社 関西法人支店
支店長 和田 聡
大阪府大阪市淀川区宮原3丁目3-31
- 5 落札金額
¥1,074,150- (月額当たりの税込単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和4年5月13日

~~~~~

堺市公告第443号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年8月19日

堺市長 永 藤 英 機

令和4年度 第5号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

令和4年8月4日

堺 市

1 利用権設定各筆明細

| 利用権の設定を受ける者(借手)             |                | 利用権を設定する農地 |        |      |                     | 利用権を設定する者(貸手)      |                | 設定する利用権           |        |           |            |       |          |
|-----------------------------|----------------|------------|--------|------|---------------------|--------------------|----------------|-------------------|--------|-----------|------------|-------|----------|
| 住所                          | 氏名             | 所在         | 地番     | 現況地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所                 | 氏名             | 利用権の種類及び適用される共通事項 | 内容     | 始期        | 終期         | 借賃(円) | 借賃の支払い方法 |
| 堺市西区浜寺石津町東3丁目6番13-402号      | 陸野 正樹          | 中区福田       | 184-1  | 畑    | 1,106               | 堺市中区深井畑山町400番地2    | 高橋 保彦          | 使用貸借による権利         | 畑として利用 | 令和4年9月1日  | 令和7年8月31日  | -     | -        |
|                             |                |            | 184-2  | 畑    | 232                 |                    |                |                   |        |           |            |       |          |
|                             |                |            | 185    | 田    | 659                 |                    |                |                   |        |           |            |       |          |
| 堺市東区丈六4丁目17番地2              | 荻田 俊昭          | 東区日置庄原寺町   | 303-3  | 田    | 353                 | 堺市北区東三国ヶ丘町5丁目6番27号 | 北井 秀行<br>北井 孝子 | 使用貸借による権利         | 畑として利用 | 令和4年11月1日 | 令和7年10月31日 | -     | -        |
|                             |                |            |        |      |                     |                    |                |                   |        |           |            |       |          |
| 堺市南区大森2丁目53番地1              | 田中 篤           | 南区稲葉1丁目    | 3135   | 田    | 2,234               | 堺市南区大森2丁目53番地      | 田中 千代子         | 使用貸借による権利         | 畑として利用 | 令和4年11月1日 | 令和7年10月31日 | -     | -        |
|                             |                |            |        |      |                     |                    |                |                   |        |           |            |       |          |
| 大阪市中央区南船場3丁目9-1心斎橋アラチナプラザ5F | 株式会社 Nittsuアーム | 西区菱木4丁目    | 1800-1 | 田    | 583                 | 堺市西区菱木4丁目2810番地1   | 辻林 弘泰          | 使用貸借による権利(解除条件付)  | 畑として利用 | 令和4年9月1日  | 令和7年8月31日  | -     | -        |

## 使用貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

|                     |
|---------------------|
| 解除条件付<br>(法 18-2-6) |
|---------------------|

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

### (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

### (3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

### (4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

### (6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

### (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

## (11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

## (12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

## (13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

## (14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が(13)の勧告に従わなかったとき。

## (15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

~~~~~

堺市公告第444号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定に基づき、堺市黒山東土地区画整理事業について換地処分があったので、同条第4項の規定により公告する。

令和4年8月19日

堺市長 永 藤 英 機

~~~~~

堺市公告第445号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年8月19日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市南区片蔵52番6及び54番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府和泉市室堂町5番地の1（7-306）  
櫻井 孝雄

~~~~~

堺市公告第446号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年8月19日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市南区美木多上55番1、55番2、55番7、55番14の各一部及び55番15

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市東区南野田33番地

社会福祉法人野田福祉会

理事長 宮下 正明